

# 山口県 U12 育成センター実施規程

## 1. 目的

この規程は、世界に通用するバスケットボールのために「世界基準を日常に取り入れる」「世界を目指す環境」「世界を視野に入れた指導を日常から行う」という強化・育成方針に基づき、将来可能性のある選手に定期的に良い育成環境を提供すること、指導者を養成することを目的とする。

## 2. 定義

### 1) 名称、及び事業単位

- ① 地区 U12 育成センター(以下、地区 DC)とし、下記の 9 地区男女別とする。

下関、宇部・山陽小野田、萩・長門、山口、防府、周南、光・下松、柳井・熊毛、岩国・玖珂

- ② 山口県 U12 育成センター(以下、県 DC)とする。

### 2) 対象、及び活動

- ① 小学 6 年生・5 年生を対象とし、選手募集を実施する(4 月)。追加期限は 9 月 30 日とする。

- ② 基本 3 時間、年間 8 回の活動とする(6 月～1 月)。

- ③ 地区 DC は原則第 1 土曜日に実施する。

※参加人数によっては、午前と午後、別日等で実施することができる。

- ④ 県 DC は原則第 2 土曜日に実施する。

## 3. 参加資格

### 1) 選手

- ① (公財)日本バスケットボール協会(以下、JBA)に競技者登録していること。

- ② 4 月 2 日付の年齢(学校における学年)を基準とする。

- ③ 居住地・学校所在地・活動場所のいずれかが山口県であること。

### 2) 参加規程

- ① 原則 DC 活動を優先し、参加すること。

- ② 学校行事(参観日等)、地域行事(ボランティア活動等)、及び家庭内行事(冠婚葬祭等)と日程が重複した場合は、これらの行事を優先することができる。

- ③ 全国大会やそれに準ずる公式戦の予選会と日程が重複した場合は、チームの活動を優先することができる。

※市協会等の主催大会のチーム活動は優先されない。

- ④ 飛び級の選手は上位・下位の DC に参加できるが、過度の負担にならないように配慮する。

- ⑤ 選手発掘の観点から、県 DC は前期(1～4 回)と後期(5～8 回)で選手の入れ替えることができる。

### 3) 参加人数

- ① 地区 DC は参加希望者全員とする。

- ② 県 DC は各地区 DC から選出された男女各 2 名とする。

#### 4) 参加料

- ① 地区 DC 受講料は 1,400 円/年とする。県 DC 受講料は 1,000 円/半期とする。  
※総参加人数により、追加徴収する場合がある。
- ② (公財)スポーツ安全協会のスポーツ安全保険【区分 A1】の保険料 800 円を徴収する。

#### 5) 運営スタッフ

- ① JBA にコーチ登録していること。
- ② 地区 DC は地区ユース育成マネージャー(以下、地区 M)とする。
- ③ 県 DC は県ユース育成マネージャー(以下、県 M)とする。
- ④ 任期は 2 年間とする。再任は妨げない。
- ⑤ 暴力根絶宣言を行い、行動規範を遵守する。

#### 6) 指導スタッフ

- ① JBA にコーチ登録していること。
- ② 地区 DC は男女地区ユース育成コーチ・アシスタントコーチ(以下、地区 C・AC)とする。
- ③ 地区 C・AC は JBA D 級コーチライセンス以上が望ましい。
- ④ 県 DC は男女県ユース育成コーチ・アシスタントコーチ(以下、県 C・AC)とする。
- ⑤ 県 C・AC は JBA C 級コーチライセンス以上が望ましい。
- ⑥ 任期は 2 年間とする。再任は妨げない。
- ⑦ 暴力根絶宣言を行い、行動規範を遵守する。
- ⑧ すべての指導スタッフの選任・解任の権限は、(一社)山口県バスケットボール協会(以下、YBA)育成委員会にある。

### 4. 指導内容・研修会・選手選考

#### 1) 指導内容

- ① JBA 育成指針に基づき、指導する。
- ② 習熟度、発達状況を考慮し、幅を持たせて柔軟に対応する。
- ③ 個の育成を主眼に、ファンダメンタルの技術・プレーの習得を目指す。
- ④ 勝利至上主義に陥ることなく、チーム作りの場とならないようにする。

#### 2) 研修会

- ① 地区 C・AC は県 DC に参加しなくてはならない。  
※地区 M は見学可。
- ② 県 M、県 C・AC は中国ブロック DC に参加しなくてはならない。  
※派遣費は JBA または YBA が負担する。

#### 3) 選手選考

- ① 「今」の評価だけでなく、「将来」を想定した評価を取り入れて選考する。
- ② 運営・指導スタッフによる合議の上で選考する。  
※合議の過程については公表しない。

## 5. 運営

### 1) 事前会議

- ① 県 M は **DC スタッフ名簿・連絡網**を作成し、関係者に連絡する。
- ② 県 M は第1回 1か月前までに運営スタッフ、事務局長、及び部会長を招集し、事前会議を開催する。

### 2) エントリー

- ① 県 M は締め切り 3週間前までに**募集要項**を作成し、部会長に提出する。
- ② 部会長は承認後、部会 HPへのアップを広報委員長に指示する。
- ③ 広報委員長はアップ後、地区委員長に連絡する。
- ④ 地区委員長はチーム代表者に連絡する。
- ⑤ 選手保護者は締め切り日までに**参加同意書・緊急時連絡カード**を運営スタッフに提出し、参加料を納付する。
- ⑥ 運営スタッフは締め切り 1週間以内に保険料を振り込み、残金を部会口座に入金する。
- ⑦ 事務局長は入金を確認する。  
※入金されていない場合は県 M に連絡する。
- ⑧ 運営スタッフは締め切り 1週間以内に**名簿**を作成し、県 M に提出する。

### 3) 実施計画・活動準備

- ① 運営スタッフは第1回 2週間前までに**実施計画書**を作成し、県 M に提出する。
- ② 運営スタッフは第1回 2週間前までに**口座確認書**を作成し、県 M を通じて事務局長に提出する。
- ③ 事務局長は運営スタッフの口座に運営費を送金する(5月・9月)。  
※不足する場合は県 M を通じて事務局長に連絡する。

### 4) 活動

- ① 運営スタッフは活動日の当番医を必ず確認し、周知する。
- ② 運営・指導スタッフは活動中にケガ・事故等が発生した場合は応急処置等、必要な措置を講ずるとともに緊急時連絡先、県 M に連絡する。
- ③ 指導スタッフは各回終了 1週間以内に**実施報告書**を作成し、運営スタッフを通じて県 M に提出する。

### 5) 報告

- ① 運営スタッフは全日程終了 1週間以内に**支出明細書**を作成し、**領収書・精算書**(原本)を準備する。
- ② 県 M は全日程終了 2週間以内に運営スタッフを招集し、事後会議を開催し、**支出明細書**、**領収書・精算書**(原本)、運営費を確認して清算する。  
※提出忘れがあった場合は事務局長に送付する(自己負担)。
- ③ 県 M は**支出明細書**、**領収書・精算書**(原本)をレターパックライトで事務局長に送付し、部会口座に運営費残金を返金する。併せて、**支出明細書**(ファイル)も提出する。
- ④ 事務局長は全日程終了 3週間以内に(**削除**)**収支報告書**を作成し、部会長に提出する。

⑤ 事務局長は部会長の承認後、レターパックライトでYBA事務局に提出する。

2018年6月22日制定。

2018年8月22日改正。

2018年11月22日改正。

2019年4月6日改正。

2019年4月8日改正。

2019年6月5日改正。

2020年4月9日改正。

2021年4月3日改正。

2022年4月2日改正。

2023年4月12日改正。

2023年12月1日改正。

2024年5月1日改正。